

税関総署公告 2010 年第 43 号

出入国郵送物品管理措置の調整に関する関連事項

一段と出入国する個人郵便物品の監督管理を規範化し、受取人、差出人の合理的な需要を考慮した上で、関連事項につき以下のように公告する。

一、個人の郵送郵便物品は、税関が法に依り輸入関税を徴収するが、要徴収輸入税額が 50 人民元（50 元を含む）以下の場合、税関は徴収免除する。

二、個人が香港、マカオ、台湾地区へ郵送するまたはそこから郵送される郵便物は、毎回の限度額を 800 人民元とする。その他の国家及び地域へ郵送するまたはそこから郵送される物品について、毎回の限度額を 100 人民元とする。

三、個人が出入国物品を規定の限度額を超えて郵送する場合、返送手続きを行うか貨物の規定に従って通関手続きを行わなければならない。ただし、郵便小包に物品がひとつしかなく、且つ分割できない場合、規定の限度額を超えていても、税関の審査を経て確かに個人の自己使用であると認められる場合、個人物品の規定に従って通関手続きを行うことができる。

四、郵送で輸出入する商業性郵便物は、貨物の規定に従って通関手続きを行わなければならない。

五、本公告の内容は 2010 年 9 月 1 日より実行する。原《税関総署：輸出入郵便物における個人物品の限度額及び面税額の調整に関する通知》（署監[1994]774 号）は同時に廃止する。

特にここに公告する。

二〇一〇年七月二日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）